

新潟市地域保健福祉センター条例施行規則（平成10年3月30日規則第20号）

最終改正:令和3年7月6日規則第46号

改正内容:令和3年7月6日規則第46号 [令和3年7月6日]

○新潟市地域保健福祉センター条例施行規則

平成10年3月30日規則第20号

改正

- 平成12年10月4日規則第80号
- 平成17年3月11日規則第39号
- 平成17年7月1日規則第171号
- 平成19年3月30日規則第79号
- 平成24年3月16日規則第25号
- 平成29年3月22日規則第25号
- 令和3年3月31日規則第26号
- 令和3年7月6日規則第46号

新潟市地域保健福祉センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市地域保健福祉センター条例（平成9年新潟市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可申請等）

第2条 条例第3条第1項の規定により新潟市地域保健福祉センター又は新潟市健康センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとするものは、あらかじめ別記様式第1号による許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第2項の規定によりセンターの利用の変更許可を受けようとするもの又は条例第5条の規定によりセンターの利用の取消しをしようとするものは、別記様式第2号による変更許可申請書兼取消申出書を市長に提出しなければならない。

（許可書の交付）

第3条 市長は、センターの利用を許可する場合は、別記様式第3号による許可書を交付する。

2 市長は、センターの利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による変更許可書を交付する。

（許可書の提示）

第4条 センターの利用の許可（変更許可を含む。以下同じ。）を受けたもの（以下「利用者」という。）は、センターを利用しようとする場合は、その許可書又は変更許可書を市長に提示しなければならない。

第5条及び第6条 削除

（届出）

第7条 利用者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) センターの利用を終了した場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

（使用料の免除）

第8条 条例第8条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

2 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第4号の2による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第4号の3による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、別表2の項又は3の項に該当する者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して使用料の免除を受けることができる。

（使用料の還付）

第9条 条例第10条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表に定めるところにより行うものとする。

還付する場合	還付する額
利用者がその責めに帰すことのできない理由によって利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
利用者がその利用の日の7日前までに利用の取消しの申出をした場合	
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第6号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第6号の2による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(使用料の徴収委託)

第10条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人にセンターの使用料の徴収事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第11条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第7号による徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第12条 市長は、第10条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第13条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第14条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日)に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不相当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第12条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第16条 条例第15条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第3項中「通知するものとする」とあるのは「通知するものとする。ただし、別表4の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第80号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成13年3月31日までの間、改正後の新潟市地域保健福祉センター条例施行規則第6条第2項、別記様式第5号及び別記様式第6号中「黒埼地域保健福祉センター」とあるのは「黒埼地区保健センター」と読み替えるものとする。

附 則(平成17年規則第39号)

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成17年規則第171号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第79号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例(平成24年新潟市条例第23号。以下「改正条例」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(施行の日＝平成25年1月1日)

(準備行為)

2 改正条例附則第2項に規定する南区白根健康福祉センターの使用料の免除及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の別記様式第4号の2及び別記様式第4号の3の規定の例により行うものとする。

附 則(平成29年3月22日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則（令和3年7月6日規則第46号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

	特別の理由	免除する額
1	条例第2条第1項第3号又は同条第2項第2号に規定する利用をする場合	使用料の全額
2	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者又は療育手帳(知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が新津センターの浴室を利用する場合	新津センターの浴室使用料の全額
3	精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者が新津センターの浴室を利用する場合で、その者1人につき1人の介助者	新津センターの浴室使用料の全額
4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

別記様式第1号(第2条関係)
別記様式第1号(第2条関係)

地域保健福祉センター
健康センター
利用許可申請書

年 月 日

(あて先)

住 所

団体名
申請者 氏名又は
代表者名
電 話

下記のとおり利用したいので申請します。

記

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利 用 施 設	
利 用 目 的	
利 用 内 容	
利 用 人 員	
利 用 備 付 物 品	
使 用 料	円
備 考	

別記様式第2号(第2条関係)
別記様式第2号(第2条関係)

地域保健福祉センター
健康センター
利用変更許可申請書兼取消申出書

年 月 日

(あて先)

住 所

団 体 名

申請者 氏名又は

代表者名

電 話

変更したいので申請します。

下記のとおり

取り消したいので申し出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	理 由	
許 可 番 号	第 号の変更・取消し		
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 利用日時 <input type="checkbox"/> 利用目的 <input type="checkbox"/> 利用人員 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 利用内容 <input type="checkbox"/> 利用備付物品		
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
利 用 施 設			
利 用 目 的			
利 用 内 容			
利 用 人 員			
利 用 備 付 物 品			
使 用 料	円		
備 考			

注 変更事項の口の中に、レを記入してください。

別記様式第3号(第3条関係)

別記様式第3号(第3条関係)

地域保健福祉センター
健康センター
利用許可書

第 号
年 月 日

様

印

下記のとおり利用を許可します。

記

利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用施設	
利用目的	
利用内容	
利用人員	
利用備付物品	
使用料	円
利用許可の条件	

別記様式第4号(第3条関係)
別記様式第4号(第3条関係)

地域保健福祉センター
健康センター 利用変更許可書

第 号
年 月 日

様

印

下記のとおり利用の変更を許可します。

記

許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号の変更	理 由	
変更事項	<input type="checkbox"/> 利用日時 <input type="checkbox"/> 利用目的 <input type="checkbox"/> 利用人員 <input type="checkbox"/> 利用施設 <input type="checkbox"/> 利用内容 <input type="checkbox"/> 利用備付物品		
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
利用施設			
利用目的			
利用内容			
利用人員			
利用備付物品			
使用料	円		
利用許可の条件			

別記様式第4号の2(第8条関係)
別記様式第4号の2(第8条関係)

地域保健福祉センター
健康センター
使用料免除申請書

年 月 日

(あて先)

住 所

団 体 名

申請者 氏名又は代表者名

電 話

下記のとおり使用料の免除を申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 西区黒埼健康センター使用料 <input type="checkbox"/> 秋葉区新津健康センター使用料 <input type="checkbox"/> 南区白根健康福祉センター使用料		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免除前の額	円	免除申請額	円
免除を必要とする理由			

注 該当する項目の□にレ印をつけてください。

別記様式第4号の3(第8条関係)
別記様式第4号の3(第8条関係)

<p>地域保健福祉センター 健康センター</p> <p style="text-align: right;">使用料免除決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。</p>			
区 分	<input type="checkbox"/> 西区黒埼健康センター使用料 <input type="checkbox"/> 秋葉区新津健康センター使用料 <input type="checkbox"/> 南区白根健康福祉センター使用料		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免除前の額	円	免除額	円
		免除後の額	円
免除の理由		免除額の算出	
<input type="checkbox"/> 規則別表 1該当 <input type="checkbox"/> その他()			

別記様式第5号(第9条関係)
別記様式第5号(第9条関係)

地域保健福祉センター
健康センター
使用料還付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)新潟市長

住 所
団 体 名
申請者 氏名又は
代表者名
電 話

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
利 用 許 可 日	年 月 日	利 用 許 可 番 号	第 号		
納 入 年 月 日	年 月 日	納 入 済 額	円	還 付 額 申 請 額	円
利用を取り消した理由					
利用を取り消した施設の名称					

別記様式第6号(第9条関係)
別記様式第6号(第9条関係)

地域保健福祉センター
健康センター
使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
利用許可日	年 月 日	利用許可番号	第 号		
納入年月日	年 月 日	納入済額	円	還付額	円
利用を取り消した理由					
利用を取り消した施設の名称					

別記様式第6号の2(第9条の2関係)
別記様式第6号の2(第9条の2関係)

新潟市 センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市 センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第7号(第11条関係)
別記様式第7号(第11条関係)

第 号

新潟市 センター徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市 センターの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印